

令和4年度 定期監査結果報告書の概要

令和5年2月

瀬戸内市監査委員

1 監査の実施状況

令和4年度の監査対象となる部局は、12部局を選定し、その部局のうち監査対象28部署を選定した。そして、監査期間は、4年9月16日から5年2月10日までとなっている。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①補助金事務の適正化、②補助金・委託料等を支出し事務局を担っているもの、③寄附物品の受入事務及び管理、④50万円以上の物品の管理状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、これら関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

有効性、効率性、経済性、合規性等の観点から実施した監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1のとおり、21部署に対し、10件の指摘、2件の指導を行った。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 計(件)	個別事項の うち指摘事項 (件)	個別事項の うち指導事項 (件)
平成30年度	34	20	8	5	3
令和元年度	34	14	12	7	5
令和2年度	25	16	14	7	7
令和3年度	24	13	14	8	6
令和4年度	28	21	12	10	2

(注1) 元年度までは、指導事項ではなく、意見(要望)事項としていた。

(注2) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 10 件】

(1) 法令等に違反していると認められるもの

- ア 直接収納した現金について、規則で定める期間を超えても払込みを行っていない又は払込先が指定金融機関でないなど、規則に違反しているもの（企画振興課 外 13 部署 6・7 ページ参照）
- イ 出納員や現金取扱員について、規則で定める者以外の者が直接収納を行っている又は出納員から現金取扱員への委任がなされていないなど、規則に違反しているもの（危機管理課、企画振興課、裳掛出張所、クリーンセンターかもめ、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園、美術館、消防本部、中央公民館 8～10 ページ参照）
- ウ 寄附を受けた物品が適切に記録、報告されておらず、規則に違反しているもの（備前長船刀剣博物館 11 ページ参照）
- エ 市が寄附を受けた物品の取得決定の手続きが適切になされておらず、規則に違反しているもの（消防本部 12・13 ページ参照）
- オ 市の物品を貸し出すにあたり、必要な手続きを行っていないことは、規則等に違反しているもの（社会教育課 14 ページ参照）
- カ 複数年度にわたる事業について、必要な手続きを行わないまま物品を購入しており、法令等に違反しているもの（社会教育課 15 ページ参照）
- キ 市の組織に対して補助金を交付することについて、規則等に違反しているもの（消防本部 16 ページ参照）

(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

- ア 要綱等を定めた上で、補助金等を交付するよう是正する必要があるもの（福祉課、中央公民館 17 ページ参照）
- イ 任意団体の事務局を市が担っているものや、事務局を担う必要がある場合、職務に専念する義務の免除を受ける手続きを行う必要があるもの（危機管理課、企画振興課、生活環境課、福祉課、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、中央公民館、牛窓町公民館 18～21 ページ参照）
- ウ 備品台帳に、市が所有する備品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの（危機管理課、企画振興課、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、福田保育園、長船東保育園、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、今城小学校、邑久中学校、邑久幼稚園 22・23 ページ参照）

【指導事項 2 件】

(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

- ア 市の特別職の職員で非常勤のもの活動に対して補助金等を支出することについて、検討する必要があるもの（生活環境課、健康づくり推進課 24・25 ページ参照）
- イ 補助金を交付している任意団体から市が業務委託を受けていることについて、透明性を確保するよう検討する必要があるもの（産業振興課 26 ページ参照）

3 監査委員の意見

監査委員は、各部署から提供された情報や、確認した事実を基に監査を実施している。正しい情報が提供されなければ、正しい監査結果を導き出すことはできない。監査の目的は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。これを踏まえ、市は、事実を隠蔽することなく、現状を正しく把握し、事実関係の確認を十分行った上で、監査委員に対し、包み隠さずありのままの情報を提供し、過誤のないよう回答していただきたい。

監査委員は、監査等の結果にあたり、適正で効率の良い事務が実施できるよう、従前から指摘事項等により、市の財務事務については是正や改善を求めている。

しかし、今年度も、過去指摘したものと類似した事案が見受けられた。また、事業を実施するにあたり、適法性、公平性よりも、前例を踏襲することのみを根拠にしていたり、事務の進めやすさを中心としている事案も見受けられた。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

まず、令和4年度に公金の盗難事件が発生した。今後、二度とこうした事件が起きることのないよう、内部統制を固め、公金を厳重に管理する必要がある。そのために、現金の速やかな払込み、現金保管庫等の鍵を出納員等が適正に管理し、第三者に容易に入手させないための体制整備、人事異動後の鍵の交換、施錠の暗証番号の変更による内部犯罪への対策など、現状から考え得る盗難リスクを回避する必要がある。また、瀬戸内市会計規則等により取扱いを規定しているが、現行の規定では、かえって払込みが遅延し、盗難発生リスクが高まるケースも見受けられる。市は、全庁的に現金の保管や収納の現状を把握した上で、これらのリスク回避と安全性、業務効率等を勘案しながら、現金を取扱部局に貯め置かないようにすること、現金の取扱いに必要な人員を適正に配置できるようにすること等について、規則等とその運用の両面を改善する必要がある。あわせて、市は、現金を取り扱う職員に対し、その責任範疇を認識させ、責任の所在を明らかにしておくことが必要である。

次に、補助金の交付について、市の組織など、本来補助金の交付対象とならない者に補助金を交付していないか、本質は補助金であるにもかかわらず、名称を補助金以外のものとするなどで要綱の作成を省略できるものと誤認し運用していないか等、全体的に確認を行い、是正していく必要がある。

また、市が補助金の交付や業務の委託を行っているにもかかわらず、同時にその団体の事務局を担っていることは、当該団体へさらに役務を提供していることである。このため、事務局を担うことについての必要性を再度検討し、それ以外の団体や市民から疑念を抱かれることのないように、課題を整理する必要がある。なお、検討した結果、やむを得ず事務局を担う場合、その基準等を作成するなど、適法性について十分に勘案の上、判断基準を明確にしていく必要がある。

さらに、物品の管理について、この数年指摘を続けているが、記録等を確認する仕組みが有効に機能していないと言わざるを得ない状況である。公会計による財務諸表には固定資産台帳が含まれており、決算後、これを早急かつ適正に作成し、分析することで、毎年費用を投じて作成している財務諸表を市の現状把握や将来経営に活かすことが可能となる。そのためにも、市は、固定資産台帳作成の基礎となる物品管理の重要性を職員に周知した上で、事務の流れを整理し、適切に管理できるよう体制を整える必要がある。

最後に、市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのためには、監査委員に指摘される前に、進んで内部統制を行い、組織全体を調査し、リスクを把握した上で例規等の改正を含めた対応を行うなどし、市が自ら効率的で、公正性、透明性を確保できる環境に改善していくことを求めるものである。